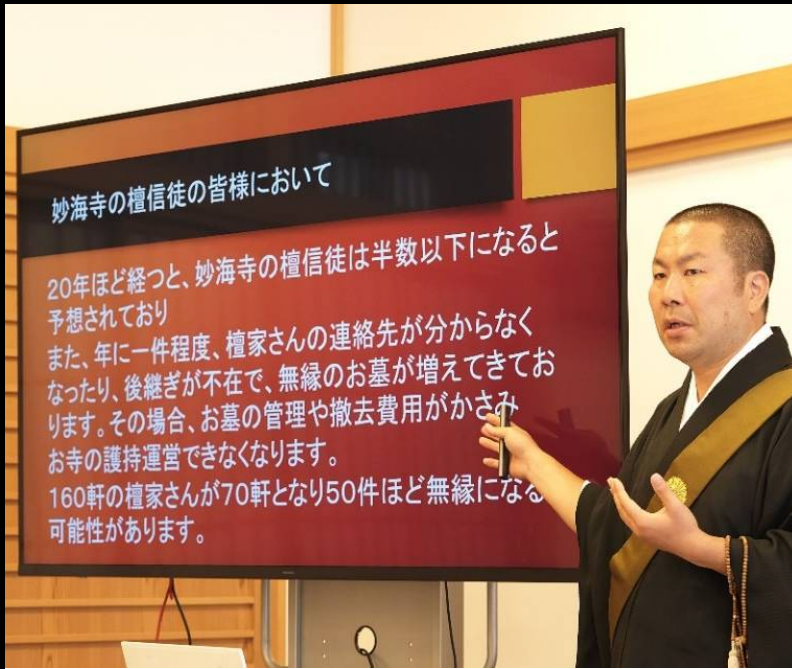


「お墓のみとり」

【「無縁墓」をご存知ですか？】

今、全国で「無縁墓」の増加が問題となつていきます。無縁墓とは、お墓を管理する継承者や縁故者が長期間いないお墓の事で、一般的に撤去の検討対象となります。妙海寺でも過去に数件、お寺が撤去費用を捻出し墓じまいをしなければならぬのが現状です。妙海寺では檀徒のご先祖をしっかりと守れるよう。努力を重ねておりますのでご安心ください。



【お墓を無縁にしないために】

この問題について、6月17日に司法書士の福田真人先生をお招きして勉強会を開催し、10名以上の檀家さんが参加されました。

住職からは無縁墓の問題と、墓じまいの生前契約「お墓のみとり」についてご案内。福田先生からは公正証書遺言や死後事務委任契約など、主に財産についてご説明いただきました。檀家さんからは幾つもの質問が寄せられ、関心の高さが窺われました。

【お寺が引き継ぐ「お墓のみとり」】

「お墓のみとり」とは、いわば「墓じまいの予約」です。檀家さんご自身が亡くなるか、事前にお寺と契約しておくものです。現在お墓に入っている方のお名前や人数、ご自身の葬儀や永代供養のご希望、墓じまい費用のお見積り等々、一緒に考えて決めていきます。



【財産も無縁にしない】

ただ、土地や建物、預貯金といった檀家さんの財産は、お寺では管理できません。福田先生によれば、

- ・ 遺言書に不備がある
- ・ 財産が整理されていない
- ・ 子供が遠方に住んでいる
- ・ 戸籍が複雑

など、相続手続きが大変なケースが多いそうです。公正証書遺言や任意後見契約・死後事務委任契約などもあります。まずは「エンディングノート」の作成をおすすめしています。

自分がこれまで大切にしてきたことがどこにあるか

- 通帳・印鑑・保険証などの保管場所
 - 預貯金・保険・土地など財産の種類
- 自分の死後はどうしてほしいか 等々

簡単な箇条書きで良いので、書き出してみるのが大切です。何も書いていないと、いざという時に自分も家族も困ってしまうものです。

いずれにしても、ご家庭の事情は様々だと思います。どうぞ一緒に考えていきましょう。

なお、下記QRコードから勉強会の動画をご覧頂けます。

